

美波町アフターコロナ事業者支援事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 町長は、エネルギーや原材料価格の高騰が幅広い事業者に影響を与えている中、町内の中小・小規模事業者等が、エネルギーコストの負担軽減やさらなる生産性の向上を図るとともに、事業を取り巻く環境の目まぐるしい変化に適応するため経営力の強化に資する計画に基づく取組みに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、美波町補助金交付規則(平成18年美波町規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者となる「中小・小規模事業者等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者並びに個人事業者に「その他の法人等」を加えたもののうち、町内に本店の登記を行っている法人又は住民登録を行っている個人事業主とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、エネルギー・原材料価格等の高騰を克服することを目的とした省エネルギー化、省コスト化、生産性の向上や経営力の強化等のため設備の導入を行う事業で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本補助金の交付決定後に着工し、又は着手するものであること。
- (2) 国等補助金の交付を受けていないこと、又は受ける予定がないこと。
- (3) 設備の導入は、リース契約によるものでないこと。
- (4) 設備の導入等をする物件は、販売を目的とするものでないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が別に定める要件

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、「美波町アフターコロナ事業者支援事業実施要項」(以下、実施要項)に掲げるとおりとする。

(補助金の補助率等)

第5条 本補助金の補助率等については、実施要項に掲げるとおりとする。

2 本補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補助金交付申請書等)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書は(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書(別紙1)
- (2) 経費明細表及び資金調達内訳表(別紙2)
- (3) その他附属資料

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、交付決定通知を申請者会に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(実績報告書)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は令和6年2月28日までのいずれか早い日までに、補助事業実施内容及び経費内容を取りまとめ、提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 領収書又は請求書の写し等
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第8条 町長は前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた商工会は、補助金請求書に前条の補助金の額の確定通知の写しを添えて町長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払い)

第10条 町長は、前条の補助金の請求を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第11条 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、申請者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 申請者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)及び要綱第9条に定める補助金請求書(様式第6号)及びを町長に提出しなければならない。

(証拠書類等の保管)

第12条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他必要な事項)

第13条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、町長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、告示日から施行する。